

## 会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付要綱

(令和8年6月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化しているタクシー事業者への就業機会の拡大及び人材の確保を促進し、地域公共交通の維持を図ることを目的に、市内のタクシー事業者が自ら実施する、自社における市内の本社、支社若しくは営業所で運転手として勤務する従業員（内定者を含む。以下「従業員」という。）の第二種免許取得に係る経費を負担する事業又は第二種運転免許を既に保有している者が入社した際に一時金（以下「就職支度金」という。）を支給する事業に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。ただし、福祉輸送限定等特定の用途に限って営業する事業者を除く。

(2) 第二種免許

道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種運転免許、中型第二種免許及び普通第二種運転免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者（福祉輸送限定等特定の用途に限って営業する事業者を除く。）で、市内に本社、支社若しくは営業所を有する事業者

(2) 補助金の交付を受けた後においても事業を継続する意思を有すること。

(3) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 従業員の第二種運転免許取得に係る経費を負担する事業

(2) 既に第二種運転免許を保有する従業員を雇用する際、その従業員に対し、就職支度金を支給する事業（ただし、雇用開始日前1年以内に、市内に本社、支社若しくは営業所を有する事業者において、市内の本社、支社若しくは営業所で運転手として勤務していた者を除く。）

2 前項各号の事業に係る従業員については、第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から3年以上継続して雇用しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりと

する。ただし、補助対象者が国、本市以外の地方公共団体その他の機関から同一の従業員に対して別に補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の合計額とし、別表2に掲げる額を限度とする。

2 補助金の交付は、対象となる従業員1人につき1回に限るものとする。

3 補助対象事業の対象となった従業員が退職等し、他事業者において新たに従業員として雇用され補助対象事業の対象として要件を満たした場合であっても、補助の対象とはしないものとする。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象となる期間は別表1に掲げる期間とする。

(補助金の申請書等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる申請書等を補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 事業実績書(第2号様式)

(3) 同意書兼誓約書(第3号様式)

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることの証明(写)

(5) 従業員との雇用契約の内容が確認できるもの(雇用契約書)(写)

(6) 第二種運転免許取得者及び保有者の運転免許証(写)

(7) 補助金の使途を称する領収書又は支払いが確認できる書類(写)

(8) 事業者が経費を負担したことが確認できる書類(写)

(9) 補助金の振込先が確認できる書類(写)

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(状況報告又は調査)

第10条 規則第11条の規定により、市長は、補助対象者に対して、従業員の在籍状況等について報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助金の交付決定の取消等)

第11条 規則第16条第1項に定めるもののほか、市長は、補助対象者の従業員が交付の日から3年以内に退職等により、補助対象者の従業員ではなくなったときに、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 既に補助金が交付されているときに返還を命じる額は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。この場合において、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

| 第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から退職日等まで | 返還金額              |
|------------------------------|-------------------|
| 1年未満                         | 補助金の額の全額          |
| 1年以上2年未満                     | 補助金の額に3分の2を乗じて得た額 |
| 2年以上3年未満                     | 補助金の額に3分の1を乗じて得た額 |

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表1（第5条、第7条関係）

| 補助対象事業        | 事業内容                                 | 補助対象経費                                                                             | 交付対象期間                                                                                                  |
|---------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二種運転免許取得支援事業 | 従業員（内定者を含む）の第二種運転免許取得にかかる経費を負担する事業   | 入学金、適正検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料（仮免許、補習に要する経費を除く）<br>※ただし、消費税および地方消費税相当額を除く | 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までにおける第二種運転免許の取得及び第二種運転免許保有者に対して支給する一時金に係るものに限る。（当該会計年度以外に支出した経費は対象外とする。） |
| 運転手確保支援事業     | 第二種運転免許を既に保有している者が入社した際に就職支度金を支給する事業 | 就職支度金、入社支度金といった運転手の採用に係る一時金                                                        |                                                                                                         |

別表2（第6条関係）

| 補助対象事業        | 補助対象者   | 補助金の上限額          |
|---------------|---------|------------------|
| 第二種運転免許取得支援事業 | タクシー事業者 | 対象となる従業員一人につき5万円 |
| 運転手確保支援事業     | タクシー事業者 | 対象となる従業員一人につき5万円 |

年 月 日

会津若松市長 あて

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付申請書

会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金について、次のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

|               |   |
|---------------|---|
| 補助事業を利用する従業員数 | 人 |
| 補助事業に要する経費    | 円 |
| 補助金交付申請額      | 円 |

2 添付書類

- (1) 会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業実績書（第2号様式）
- (3) 同意書兼誓約書（第3号様式）
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることの証明（写）
- (5) 従業員との雇用契約の内容が確認できるもの（雇用契約書）（写）
- (6) 第二種運転免許取得者及び保有者の運転免許証（写）
- (7) 補助金の使途を称する領収書又は支払いが確認できる書類（写）
- (8) 事業者が経費を負担したことが確認できる書類（写）
- (9) 補助金の振込先が確認できる書類（写）
- (10) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

事業実績書

（1）第二種免許取得支援事業

（単位：円）

| No. | 氏名<br>（免許取得者） | 事業者への<br>就職年月日 | 第二種免許<br>取得年月日 | 事業者負担額<br>（a） | 国、本市以外<br>の地方公共団<br>体その他の機<br>関からの補助<br>金額<br>（b） | 交付申請額<br>（c）=（a）-（b）<br>（上限50千<br>円） |
|-----|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
| 合計  |               |                |                |               |                                                   | （d）                                  |

（2）運転手確保支援事業

（単位：円）

| No. | 氏名<br>（免許取得者） | 事業者への<br>就職年月日 | 第二種免許<br>取得年月日 | 事業者負担額<br>（e） | 国、本市以外<br>の地方公共団<br>体その他の機<br>関からの補助<br>金額<br>（f） | 交付申請額<br>（g）=（e）-（f）<br>（上限50千<br>円） |
|-----|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
|     |               |                |                |               |                                                   |                                      |
| 合計  |               |                |                |               |                                                   | （h）                                  |

|              |   |
|--------------|---|
| 交付申請額（d + h） | 円 |
|--------------|---|

年 月 日

会津若松市長 あて

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

同意書兼誓約書

会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金の申請にあたり、下記の内容について同意および誓約します。

記

- 1 会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付要綱に基づき、補助対象者の従業員の退職等により、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還が生じた場合には、速やかに補助金の返還をすることに同意します。
- 2 補助対象者の従業員の退職等、補助金の返還事由が生じた場合には、速やかに市へ報告することを誓約します。
- 3 事業を継続する意思を持って申請することを誓約します。
- 4 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないことを誓約します。

第4号様式（第9条関係）

会津若松市指令 第 号

住 所  
名 称  
代表者氏名

会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金については、会津若松市補助金の交付等に関する規則第5条1項及び会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して交付します。

年 月 日

会津若松市長



記

交付決定額 円

（ 条 件 ）

- 1 申請書の内容に事実との相違が確認された場合、また、交付要件に該当しないことが確認された場合には、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
- 2 その他補助金の交付に関する規程を遵守すること。

第5号様式（第11条関係）

会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

会津若松市長 あて

請求者 住 所  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

年 月 日付けで会津若松市指令 第 号で交付決定のあった会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金について、会津若松市第二種運転免許取得等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 金 額

円

|             |                |                      |      |                 |
|-------------|----------------|----------------------|------|-----------------|
| 振<br>込<br>先 | 金融機関           | 銀行<br>信金 労金<br>農協 信組 |      | 本店<br>支店<br>営業部 |
|             | 預貯金種別          | 普通 当座                | 口座番号 |                 |
|             | 口座名義<br>(フリガナ) |                      |      |                 |

※押印を省略する場合は、下記の発行責任者及び担当者欄に必ず記載してください。

発行責任者及び担当者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 発行責任者 役職・氏名 | (連絡先Tel ) |
| 担 当 者 役職・氏名 | (連絡先Tel ) |

注1) 押印省略時に「発行責任者及び担当者」両者の氏名及び連絡先の記載がない場合は受理できません。ただし、両者が同一人物の場合は「同上」も可とします。

2) 発行責任者及び担当者の在籍を確認する場合があります。在籍が確認できなかった場合は受理できません。